

広島県国民健康保険運営協議会における審議事項

国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「令和5年改正法」という。）

都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項

（令和5年改正法による国民健康保険法第82条の2第1項）

令和5年改正法により、令和6年4月から「保険料水準の平準化に関する事項」、「国民健康保険事業の広域的及び効率的な推進に関する事項」が、都道府県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の必須記載事項とされた。

また、運営方針を策定した後も、定期的に検証・見直しを行い、おおむね6年ごとに策定することとなった。

【必須記載事項】

- ・ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・ 市町における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- ・ 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ・ 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
- ・ 県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項
- ・ 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

【任意記載事項】

- ・ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- ・ 掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

国民健康保険事業費納付金の徴収

(国民健康保険法第 75 条の 7 第 1 項)

県から市町へ交付する費用などに充てるため、年度ごとに、市町から県に支払う「国民健康保険事業費納付金」を徴収することとなるため、その金額を定める必要がある。

そのため、市町間の医療費水準や所得水準を調整し、市町ごとの納付金を配分するとともに、納付金を納めるために必要な標準保険料率を県は示すこととなる。

これらの金額や数値を審議する。

国民健康保険法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務

県単位化に伴って施行された改正法で新設された次の規定などを中心に運営協議会において審議していただく。

- ・ 都道府県の特別会計への繰入れ (第 72 条の 2)
- ・ 国民健康保険保険給付費等交付金 (第 75 条の 2)
- ・ 財政安定化基金 (第 81 条の 2)
- ・ 標準保険料率 (第 82 条の 3)